

FLASH MOBILEかけ放題- 取引条件

契約内容に関する重要な事項を記載しています。十分にお読みください。

フラッシュコーポレーション合同会社

注(*)の付いた項目については、添付エンドユーザー・ライセンス契約書もご覧ください。添付エンドユーザー・ライセンス契約書は本書とともに本サービスの契約内容となります。

主要なサービス の内容	サービス名: FLASH MOBILE かけ放題 サービスの種類: VoIP サービス 制限: ● FLASH MOBILE かけ放題は IP 電話 (VoIP) です。日本国内の通話時における発信先端末の着信表示は「非表示」となります。 ● 国際電話のかけ放題は、対象国の対象電話タイプのみとなります。詳細はFLASH MOBILE ウェブサイトをご確認ください。 ● FLASH MOBILE かけ放題は、専用アプリを通じて発信しないと適用されません。 ● 下記番号への発信は、かけ放題サービスの対象外となります。下記番号への発信は、アプリを通さず通常の通話 (携帯電話にデフォルトで入っている電話機能) でご利用ください。 ※下記番号への発信は通常の通話料 (22 円/30 秒) がかかります。 ・110 番、119 番、117 番、177 番などの 3 ケタの番号 ・NTT コミュニケーションズのフリーダイヤル、ナビダイヤル、テレドーム、NTT 東日本・NTT 西日本の災害募金サービス等 0xx0 系の番号 ・マイライン等の 00xx から始まる電話番号 ・060、020、もしくは、#で始まる電話番号 ・NTT ドコモ社の「他の電話機からの遠隔操作」の発信番号 (090-310-14xx^{※1}、090-310-1655^{※2}) ・ソフトバンク社の「転送・留守電・着信お知らせ機能サービス」に関する発信番号^{※3} ※1 https://www.nttdocomo.co.jp/service/transfer/usage/index.html ※2 https://www.nttdocomo.co.jp/service/sms/usage/ ※3 https://www.softbank.jp/mobile/support/3g/voice_mail/ ● システムの構造による都合上、発信先エリアによって、発信から電話が繋がるまで数十秒ほど時間がかかる場合があります。 ● 月内の通話が 2,000 分を超えた場合は、翌月までかけ放題アプリを通じた通話ができなくなります。 ※通常の通話 (アプリではなく、携帯電話にデフォルトで入っている電話機能) はご利用いただけます (22 円/30 秒)。 ※通話中に 2,000 分を超えた場合、途中で通話が切れることはありません。次の通話からアプリの使用ができなくなります。
------------------------	---

	●ご利用の端末を変更した場合は、古い端末から「かけ放題」サービスを切り離す必要があります。切り離す方法については、FLASH MOBILE ウェブサイトをご確認ください。
主要なサービスの料金・経費	1,529 円(税込)
契約変更・解約の連絡先及び方法	FLASH MOBILE のオプションの申込・解約は、My FLASH からお手続きいただけます。なお、オプション解約時の違約金等はありません。
サービス提供開始の予定時期	FLASH MOBILE かけ放題は、FLASH MOBILE をご利用の端末に専用アプリをインストールし、アプリ専用の ID・パスワードでログインすることをご利用いただけます。 <アプリ専用Id・パスワードについて> ●SIM と同時に「かけ放題」を申し込んだ場合は、SIM のご利用開始（課金開始）が確認された時点※でご登録メールアドレス宛に仮パスワードが送信されます。 ※SIM のご利用開始（課金開始）は、「新規契約」の場合は SIM の受け取り、「のりかえ（MNP）契約」の場合は回線開通手続きの完了が確認された時点となります。 ●My FLASH から「かけ放題」を追加で申し込んだ場合は、お申し込み時にお客さまご自身で設定されたパスワードになります。
料金の支払い時期・方法に関する説明	・オプションは、月のどの時点でお申し込みをしても月額利用料の満額請求となります。 ・かけ放題オプションを追加申し込みした場合、かけ放題適用前の通話分については、通常の通話料金のご請求となります。 ・FLASH MOBILE サービスのお支払い方法は、クレジットカード払いのみとなります。
電気通信事業者の連絡先料金の支払い時期・方法に関する説明	フラッシュコーポレーション合同会社 ウェブサイト： https://flashcorp.co.jp FLASH サポートセンター： 0120-002-480 平日 11:00 - 19:00、土 10:00 - 18:00（日・祝日、年末年始を除く） ・オプションは、月のどの時点でお申し込みをしても月額利用料の満額請求となります。 ・かけ放題オプションを追加申し込みした場合、かけ放題適用前の通話分については、通常の通話料金のご請求となります。 ・FLASH MOBILE サービスのお支払い方法は、クレジットカード払いのみとなります。
電気通信事業者の連絡先	フラッシュコーポレーション合同会社 ウェブサイト： https://flashcorp.co.jp FLASH サポートセンター： 0120-002-480 平日 11:00 - 19:00、土 10:00 - 18:00（日・祝日、年末年始を除く）

添付 - エンドユーザー・ライセンス契約書

本契約は、契約者とフラッシュコーポレーション合同会社（以下「フラッシュコーポレーション」）間の法的な契約（以下「本契約」）です。本契約は、フラッシュコーポレーションが契約者に提供するフラッシュコーポレーション製ソフトウェア、テクノロジー、プログラム、文書およびアップデート（総称して「本ソフトウェア」）の契約者による利用に関するものです。下記の条件をよくお読みください。本契約の条件に同意されない場合は、本契約を受諾しないでください。本契約を受諾することにより、契約者は、本契約の条項に同意し、これに拘束されることに同意することになります。

緊急通話 契約者は、本ソフトウェアが緊急通話の設置、搬送またはサポートを目的とせず、そのための設計もされておらず、またはそのために適合していないことに明示的に同意します。上記を制限することなく、契約者は、本ソフトウェアが、緊急事態の発生時における緊急サービスへの通話または支援、ヘルプもしくは援助を取得する目的でのいかなる通話の接続、搬送またはサポートを目的とせず、そのための設計もされておらず、またはそのために適合していないことに同意します。緊急事態の発生時における緊急サービスへの通話、および支援、ヘルプまたは援助を取得する目的での通話を含む緊急通話のための本ソフトウェアの使用から直接または間接に生じるいかなる費用または損害についても、フラッシュコーポレーション、その関連会社、子会社、親会社、代理人、パートナーまたは従業員は、契約者または第三者に対して責任を負わず、また今後も責任を負いません。

インストール、ライセンスの利用および権利の留保 本契約は、契約者に、ワークステーション、端末またはその他の装置などの単一のコンピュータ（以下「ワークステーション・コンピューター」）上で本ソフトウェアのコピー1部をインストールし、使用し、アクセスし、表示し、実行する個人的、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能の権利を付与します。本ソフトウェアは、1台のワークステーション・コンピューター上で一度に複数のプロセッサで使用することはできません。フラッシュコーポレーションは、本契約において明示的に付与されていない本ソフトウェアに関するすべての権利を留保します。これには、所有権および財産権が含まれますが、これらに限定されません。

ライセンスの制限 契約者は、いかなる目的においても、本ソフトウェアの複製または頒布を行うことはできません。上記を制限することなく、契約者は、本ソフトウェアまたはその一部を複製または頒布するためにサーバーまたはその他の場所にコピーまたはアップロードすることはできません。契約者は、本ソフトウェアまたはその一部をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、翻訳、再構成、変換または抽出することはできません。契約者は、本ソフトウェアまたはライセンス番号を公表することはできません。本契約に含まれる制限は、契約者が取得するソフトウェアのアップデートにも同様に適用されます。

保証に関する免責条項 フラッシュコーポレーションが提供する全てのソフトウェアは、「現状有姿」で提供されます。フラッシュコーポレーション、その関連会社、子会社、親会社、代理人、パートナー、サプライヤーおよび従業員は、以下のいずれについても、明示的であるか、黙示的であるか、または、法定であるかを問わず、契約者またはその他個人もしくは団体に対し、いかなる表明、保証または条件付与も行いません。

A. 本ソフトウェアの説明、品質、不侵害、商品適格性、完全性または特定の使用もしくは目的

への適合性、または本ソフトウェアの所有権

- B. 本件ソフトウェアに、感染性のある、悪意のあるまたは破壊的な性質のウイルスその他のコードがない状態であること
- C. 本件ソフトウェアが、エラーがなく、パケットの喪失または中断なく稼動することができる状態であること
- D. インターネットまたは他のデータ通信パスへの接続または送信の信頼性または品質
- E. 本件ソフトウェアにより発信され、搬送され、またはサポートされる通話の品質

これらの当該表明、保証および条件は、本契約により明示的に除外および免責されます。契約者は、本ソフトウェアの契約者による利用について、全責任およびリスクを負うものとします。

責任の制限 いかなる場合においても、フラッシュコーポレーション、その関連会社、親会社、代理人、パートナー、サプライヤーまたは従業員は、本ソフトウェアの使用に直接または間接に起因する費用または損害に関して、契約者または第三者に対して責任を負わないものとします。この責任を負わない費用又は損害には、本契約、本ソフトウェア、または本ソフトウェアの使用もしくはインストールに関する訴訟または請求の原因に何らかの形で起因する、実損害、付随的損害、派生的損害、懲罰的損害、信頼利益の損害もしくは特別損害、またはいかなる種類の収益、利益、使用、データ、営業権もしくは事業機会の逸失を含みますがこれらに限られません。本責任制限は、フラッシュコーポレーションが本ソフトウェアをエンドユーザーに販売、展示または頒布するための拘束力を有する契約を締結する第三者にも同様に適用され、当該第三者は、契約者またはその他の第三者に対して、上記に記載された損害につき一切責任を負わないものとします。

補償 契約者は、フラッシュコーポレーション、その関連会社、子会社、親会社、代理人、パートナー、役員、取締役、従業員、株主、ライセンサー、サプライヤー、および第三者ディストリビューターに対して、契約者による本契約の違反または本ソフトウェアの契約者による利用もしくはこれに関連する行為に起因する第三者による主張に起因するすべての損害、損失、費用を含む費用（弁護士費用を含む。）を補償し、免責することに同意します。

輸出管理法 フラッシュコーポレーション製ソフトウェアおよびその他の資料の輸出および再輸出は、カナダおよび米国の輸出法令および規則（随時変更される場合があります。）により管理されます。従って、契約者は、本ソフトウェアおよびその他の資料を輸出または再輸出する際にライセンスを必要とする仕向地についてライセンスを取得する責任を含む、すべての適用される輸出規則および規定を承知しており、これらを遵守することを証明します。また、本ソフトウェアは、ビルマ、キューバ、イラン、イラク、リベリア、北朝鮮、リビア、スーダン、シリア、ジンバブエ、アフガニスタンのタリバン支配地域、またはその他のカナダもしくは米国が商品、技術もしくはサービスの輸出を禁じている国またはいずれに所在している場合であってもそれらの国の国民に輸出または再輸出することはできません。さらに、本ソフトウェアは、米国政府が維持する取引禁止命令表（the Table of Denial Orders）、対象者リスト（the Entity List）、または特別指定国民リスト（the List of Specially Designated Nationals）上の者に配布することはできません。本ソフトウェア

をダウンロードすることにより、契約者は、契約者が上記のいずれかの国またはカナダもしくは米国が商品、サービスまたは技術の通商を禁止しているその他の国の国民ではないこと、および契約者が取引禁止命令表、対象者リストまたは特別指定国民リストに記載されている者ではないことを証明するものとします。

本ソフトウェアの変更 フラッシュコーポレーションは、契約者に通知することなく、いつでもいかなる方法であれ、ソフトウェアを変更する権利を留保します。本ソフトウェアを変更するフラッシュコーポレーションの権利は、本ソフトウェアのすべての局面に適用されます。

知的財産権および第三者資料 本ソフトウェアに組み込まれたフラッシュコーポレーションのすべてのサービスマーク、ロゴ、商号、トレードドレスおよび商標（総称して「商標等」）は、フラッシュコーポレーションまたはそのサプライヤーの独占的財産であり、本契約のいかなる規定も、契約者に商標等を使用するライセンスを付与するものではありません。本ソフトウェアに含まれるすべてのコンピュータコード、音声、グラフィックス、マルチメディア、画像、音およびテキストなどを含む本ソフトウェアのすべての知的財産権は、フラッシュコーポレーションまたはそのサプライヤーが独占的に所有し、米国またはカナダの著作権法および国際著作権条約の規定で保護されています。本ソフトウェアに組み込まれた知的財産の無断使用または不正使用は、法によって明確に禁じられており、民事および刑事上の厳しい罰則が課される可能性があります。さらに、フラッシュコーポレーションのウェブサイトに表示される他のマークは、フラッシュコーポレーションと関連していない第三者に属することがあります。Webサイトで表示されるリンクによって、フラッシュコーポレーションのサイトを離れる可能性があります。フラッシュコーポレーションは、第三者のウェブサイトの内容を管理またはその内容を承認しているものではありません。リンクされたサイトは、フラッシュコーポレーションの管理下ではなく、フラッシュコーポレーションは、リンクされたサイトのコンテンツ、リンクされたサイトに含まれるリンク、またはそのようなサイトの変更または更新に責任を負いません。あなたは、フラッシュコーポレーションのウェブサイトまたは第三者のサイトにかかわらず、あなたがフォローするいかなるページ、プログラムまたはダウンロードリンクにも、ウイルス、ワーム、トロイの木馬および他の感染性のある、悪意のあるまたは破壊的な性質を有するアイテムがないことを確認するために、すべての予防措置を講じる責任を負います。

IPアドレス 本契約が満了、解約、または終了した場合、契約者は、フラッシュコーポレーションにより契約者に割り当てられたIPアドレスを放棄するものとします。

準拠法および裁判地

本契約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本契約もしくは本ソフトウェアに関する紛争または本契約に基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

完全合意 本契約は、フラッシュコーポレーションのプライバシーポリシー

（<https://flashcorp.co.jp/rules/privacy.html>）と合わせて、本ソフトウェアの使用に関する契約者とフラッシュコーポレーションとの間の完全な合意を構成し、本ソフトウェアに関する従前のまたは同時のあらゆる交信、理解、期待、表明、議論、了解事項または合意事項に取って代わります。

可分性 本契約のいずれかの規定が、理由の如何を問わず、全部か一部かを問わず、無効もしくは強制執行可能性がないとされまたは適用される法に違反すると判断された場合、本契約は、

当該規定に関して分割可能とされ、当該規定は、それが無効または強制執行可能性がない範囲で、本契約から削除されたとみなされ、本契約の残りの規定は、当該規定が本契約に含まれていないものとして、有効かつ拘束力を有します。本契約のいずれかの条項またはその一部が本条の規定に基づいて削除された場合、当該削除された条項は、可能な限り、当該削除された条項と法的に可能な限り類似する趣旨の合法の、強制執行可能かつ有効な条項に置き換えられます。

権利不放棄 フラッシュコーポレーションが本契約のいずれかの条項の厳格な履行または厳格な遵守を主張または強制しない場合、当該不履行は、いずれかの条項または権利の放棄と解釈されないものとします。両当事者間の行為の過程および取引慣行はいずれも、本契約のいずれの規定を変更するものではありません。

権利の譲渡 フラッシュコーポレーションは、いつでも、契約者に通知することなく、本契約に基づく権利および義務をいかなる者にも譲渡することができます。契約者は、いかなるときも、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡することができません。

本契約の変更 フラッシュコーポレーションのみが、本契約またはフラッシュコーポレーションのプライバシーポリシー (<https://flashcorp.co.jp/rules/privacy.html>) を変更することができます。フラッシュコーポレーションは、本契約またはフラッシュコーポレーションのプライバシーポリシー (<https://flashcorp.co.jp/rules/privacy.html>) を、いつでも、契約者に通知することなく、変更することができます。かかる修正は、フラッシュコーポレーションのウェブサイトのいずれかに修正された本契約が掲載され次第、すみやかに効力を生じるものとみなされます。契約者は、当社のウェブサイトを定期的にチェックして、かかる修正を確認することに同意します。契約者による本ソフトウェアへの継続的なアクセスまたは利用は、修正された本契約の契約者による受諾とみなされます。

終了 フラッシュコーポレーションは、本契約および契約者による本ソフトウェアの使用を、理由の如何を問わず、または理由なしに、いつでも終了する権利を留保します。契約者は、本ソフトウェアの使用を中止することにより、いつでも本契約を終了することができます。本契約の規定は、本契約の終了後も存続するものとします。

契約者は、契約者が本契約を読み、理解し、その条件に拘束されることを同意したことを承認します。